

# 北海道野球連盟役員の定年に関する内規

## (総 則)

第1条 この内規は、北海道野球連盟規約第20条第4項に基づき定めるものである。

## (役員の定年に関する事項について、役員定年制の導入)

第2条 本連盟の役員（理事及び監事）は、年齢が満70歳で定年とする。

## (役員定年に関する事項について、役員就任時の年齢)

第3条 本連盟の役員（理事及び監事）は就任時において、その年齢が満70歳未満とする。

## (役員定年に関する事項について、役員就任中に定年に達した場合)

第4条 本連盟の役員（理事及び監事）は任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は役員として在任するものとする。

## (役員定年に関する事項についての例外)

第5条 以下の者は、第2条から第4条までの規定の対象外とする。

- ・理事のうち、会長及び会長代行
- ・会長及び会長代行候補者として評議員会に推挙される者

## (役員定年に関する事項について、本内規の改廃等について)

第6条 この内規の改廃については、理事会において承認を受けるものとする。

## 付 則

この内規は、1993年2月27日から実施する。

## (改正記録)

2025年3月1日 一部改正（第5条追加、以下条番号修正、附則年号を西暦に統一）